

児童氏名 及び 施設名	フリガナ ----- (. . 生)	(申込中・在籍中)
	フリガナ ----- (. . 生)	(申込中・在籍中)
	フリガナ ----- (. . 生)	(申込中・在籍中)
	フリガナ ----- (. . 生)	(申込中・在籍中)

施設等の利用可能期間について

お子様の保護者のどなたかが求職活動を理由に支給認定をされた場合の認定期間は、施設(事業)を利用された日から3か月を経過する日が属する月の末日までとなります。

就労(内定)された場合

お子様が施設等を利用している期間(3か月)内に就労(内定)が決まりましたら、期間終了月の末日までに「教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」ならびに「支給認定証」をご提出ください。新たに「支給認定証」を送付し、認定期間を延長します。

ただし、就労時間は、1か月6.4時間(例：週4日、1日4時間勤務)以上とします。つきましては、意向の確認のため、以下の承諾書に署名または記名押印してください。

承 諾 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(求職者氏名) _____ (児童からみた続柄: _____) は求職中ではありますが、認定期間終了月の末日までに、就労先を決定のうえ、「教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」ならびに「支給認定証」を提出いたします。

また、現在、求職活動を行っていることについて、裏面記載のとおり申立ていたします(※)。

(※) これから求職活動を始める場合は裏面の記載は必要ありません。

なお、期間終了月の末日までに就労(内定)が決定しない場合は、当該期間終了月の翌月からの施設等の利用はできません。

保護者氏名 _____

(注) 自署でない場合は、記名押印してください。

